

職場環境改善事業 公募要領

1 事業の目的

従業員の職場定着率向上を目的として、労働環境の改善のために行う設備投資の費用を補助します。

2 補助対象者

苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱第3条に規定する条件を満たすものとします。ここでいう中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する企業及び個人であり、下記によることとします。

なお、官公庁等から出資を受けている企業・団体は対象外となります。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

3 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げるものとします。

- (1) 保育所、食堂、休憩室、更衣室、洗面所、トイレなど従業員の就労と深く関連のある設備の改善
- (2) 臭気や振動、騒音、粉じんなど従業員の健康に影響を及ぼす可能性のある要因の改善
- (3) 人材育成や福利厚生を目的とした設備やシステムの導入
- (4) 社員寮の建設や改修
- (5) その他従業員の就労環境改善に資すると認められるもの
<補助対象外事業>

次に掲げる事業は補助対象とはなりません。

- (1) 事務所及び工場等の新規建設、建て替えや移転を伴うもの
- (2) 生産活動及び企業の利益に直結するもの
- (3) 苫小牧市以外の事業所や用地に設置するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他事業に適さないと認められるもの

4 申請要件

申請にあたっては次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 申請時において事業着手していないこと
- (2) 平成30年3月31日までに事業が完了すること

<共同申請について>

複数事業主が共同で申請する場合、申請者及び交付先は、そのうちの代表企業1社とします。

5 補助対象経費

苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱第4条第2項別表（以下「別表」という。）によるものとします。

なお、補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は補助事業の対象経費として明確に区分して整理され、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

また、別表のうち、その他事業に必要となる経費に次のものは含みません。

- (1) 土地購入費
- (2) 建物及び設備賃借料
- (3) 各種手数料
- (4) 各種保険料
- (5) 水道光熱費及び人件費

6 応募件数等

同一法人・事業者での申請は、1申請に限ります。

ただし、苫小牧市立地企業サポート事業の他事業との併用は可能です。

7 応募手続き等の概要

(1) 応募期間

受付開始 平成29年4月3日（月）

締め切り 平成29年5月18日（木）

(2) 応募方法

苫小牧市産業経済部企業立地推進室企業立地課へ申請書を申請事業者が直接持参してください。原則郵送は不可とします。申請書は、苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用してください。

<申請書受付・問い合わせ窓口>

苫小牧市役所 7階企業立地課

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 電話 0144-32-6438

各様式は苫小牧市公式ホームページ（企業立地課）に掲載されています。

URL : <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kigyoritchi/>

(3) 審査方法

① 申請書等について、次に定める審査項目等に基づき、苫小牧市立地企業サポート事業選定委員会（仮称）において審査を行います。

ア 補助対象事業としての適格性

事業の目的に沿ったものか。 など

イ 必要性

従業員の定着及び人材確保のために、必要なものであるか など

ウ 緊急性

従業員にとって早期に改善すべきものであるか など

エ 効果

従業員の定着率の向上及び人材確保の面で効果が期待できるか など

オ 地域への波及効果

周辺企業などにとっても有益なものであるか、地元企業を活用しているか、もしくは他社の参考となる事例であるか など

② 選定委員会は非公開で行われます。

③ 必要に応じ、実地検査及びヒアリングを行います。

(4) 結果の通知

① 選定委員会終了後、申請者に対して、結果を文書にて通知します。

② 採択となった場合には、企業名、代表者名、住所、業種、資本金、従業員数、事業計画名、事業概要等をホームページ等で公表することがありますので、ご了承の上、応募ください。

(5) その他

対象と認められた経費について上限額まで補助します。ただし、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

8 その他

事業実施にあたって不明な点が生じた場合は、別途市長の指示により内容を確認のうえ事業を行ってください。

職場環境改善事業Q & A

Q 1 どのような設備投資が対象となりますか

生産活動とは直接関わらない従業員のための施設（保育所、食堂、休憩室、更衣室、洗面所、トイレなど）や従業員の身体的もしくは心身的に必要なとされるもの（臭気や振動、騒音、粉じんなどの軽減）、従業員の能力向上やメンタルヘルスを目的とした設備やシステム、社員寮の建設や改修など従業員の就労環境の改善のための設備投資が対象となります。

ただし、次に掲げる事業は補助対象とはなりません。

(1)同一内容の事業において、国が助成する他の制度と重複する事業。ただし税制の優遇措置は除きます。

(2)リース資産であるもの

(3)事務所及び工場等の新規建設、建て替えや移転を伴うもの

（建て替えや移転により、新規の取組みを行い、職場環境が改善される場合は、その部分については対象とする。）

(4)生産活動に直結する効率化、自動化、省エネ化などを目的とした設備投資

(5)社用車（ただし、従業員の通勤のために必要なバスは対象）

(6)景観やデザインの変更及び装飾物の設置に関するもの

(7)娯楽やスポーツ施設に関するもの

(8)消耗品や食料品に該当するもの

Q 2 建物や設備の設備投資は伴わず、既存設備の改修のみですが申請可能ですか

要件を満たしていれば可能です。

Q 3 設備の導入・改修ではなく、システムの導入ですが申請可能ですか

生産活動に直結するものではなく、従業員の負担軽減や就労環境の改善を目的とした設備投資で要件を満たしていれば可能です。

Q 4 従業員全てに関わるものではなく、一部の従業員に限定するものですが申請可能ですか

例えば女性従業員のみを対象とする改善などであっても、要件を満たしていれば可能です。

Q 5 移転に伴い、建物そのものを建設する予定ですが、従業員の休憩室やトイレ、食堂などを併設します。この場合もその部分のみ対象になりますか

事務所や工場そのものの移転やリニューアルに伴う工事は、原則、対象外となります。ただし、建て替えや移転により、新規の取組みを行い、職場環境が改善される場合は、その部分については対象とします。

Q 6 親会社が大企業ですが対象になりますか

親会社の規模は問いません。申請する企業が中小企業であれば対象となります。

Q 7 申請時に工事の発注をしていますが対象になりますか

工事に着手していなければ対象となります。

着手とは、建物の建設を伴う場合は杭打ちの日、設備の導入のみの場合は、設備の設置をもって着手とみなします。

Q 8 個人事業者ですが対象になりますか

市内に事業所等を有し、代表権のある役員を除き、従業員がいれば対象となります。

Q 9 親会社が投資して子会社が使用しますが、対象になりますか

対象とはなりません。申請企業が所有し、申請企業の従業員が使用するものに限りです。

Q 10 リースにより運用しますが、対象となりますか

対象とはなりません。申請企業が所有するものに限りです。

Q 11 複数件応募することは可能ですか

1企業1申請となります。ただし、苫小牧市立地企業サポート事業の他事業（事業拡大・販路拡大支援事業）との併用は可能です。

Q 1 2 共同申請は可能ですか

可能です。この場合、申請者及び補助金受取企業は代表企業のみとなります。限度額は1社分（1千万円）となります。

Q 1 3 採択結果はいつごろ分かりますか

平成29年6月中旬を予定しています。結果については、応募企業すべてに書面をもって通知いたします。

Q 1 4 効果の把握は必要ですか

必要です。当事業は人材確保及び雇用の安定化を目的としたものです。事業の実施により、どのような効果があったかを事業実施年度を含み2年間に渡り報告していただきます。

Q 1 5 効果がなかった場合、補助金の返還が求められることはありますか

原則として、補助金の返還が求められることはありませんが、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、処分の制限や補助金の返還等が生じる場合があります。

事業中及び事業終了後においても補助対象事業者は高い効果につながるよう努めてください。

Q 1 6 来年度も継続して当事業はありますか

現時点では未定です。

Q 1 7 事業が年度内に終わらなかった場合はどうなりますか

年度内に終了する事業が対象となります。

事業が年度内に完了しなかった場合は、交付取り消しとなりますのでご注意ください。

Q 18 事業終了の基準は

対象設備やシステムが使用(稼動)開始可能な状態になっている場合、完了しているとみなします。

Q 19 償却資産の対象ではない設備投資等も対象となりますか

要件を満たしていれば対象となります。固定資産税の対象であるか否かは問いません。